

雇用の質向上に向けた
医療従事者の負担軽減及び
処遇改善に資する計画

令和7年4月策定
藤枝市立総合病院

藤枝市立総合病院における医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画

令和 7 年 4 月 1 日

藤枝市病院事業管理者

当院は、年間約 5,000 件の救急車を受け入れ、地域の急性期救急医療を担っている。今後も引き続き地域医療を守るため、特に夜勤や臨時的な診療を行う医療従事者の負担軽減は、喫緊の課題である。

藤枝市立総合病院における医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画（以下「本計画」という。）は、医療法（昭和 23 年号外法律第 205 号）第 30 条の 19 の規定に基づく藤枝市立総合病院（以下「当院」という。）に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他医療従事者の確保に資する措置を講ずるための計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間とする

2. 計画の推進に向けた体制整備等

当院では、組織全体で継続的に本計画を推進するため、医療勤務環境改善委員会を設置し、取組状況の把握、課題の検討を行う。

3. 計画の進捗状況等の公表

本計画の進捗状況等については、毎年 1 回、病院ホームページにて公表する。